

東京学芸大学附属図書館ラーニングコモンズ協働プロジェクト実施要項

平成 30 年 3 月 19 日

(目的)

第1条 この要項は、東京学芸大学附属図書館ラーニングコモンズ（以下「ラーニングコモンズ」という。）における学習支援の充実を図るため、ラーニングコモンズ協働プロジェクトに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 ラーニングコモンズ協働プロジェクトとは、東京学芸大学（以下「本学」）の学生または学生団体の学習に関わる活動で、広く本学学生に開かれたもののうち、附属図書館長(以下「館長」という)の承認により附属図書館（以下「当館」）と協働するものをいう。

(活動)

第3条 ラーニングコモンズ協働プロジェクトは、本学の学生または学生団体からの所定の申請書による申請に基づき、館長が承認し、以下の活動を行う。承認は年度ごとに行う。

- (1) ラーニングコモンズにおけるイベントの企画・運営
- (2) ラーニングコモンズを活用した学習に関わる活動
- (3) その他館長が必要と認めた学習に関わる活動

(条件)

第4条 ラーニングコモンズ協働プロジェクトは、以下の条件を満たすものとする。

- 2 申請者は、本学の学生または学生団体とする。
- 3 責任者は、本学の常勤教職員とする。
- 4 学生団体については、メンバーの3分の2以上が本学学生であること
- 5 プロジェクト終了後、活動報告書を提出すること。

(活動に対する支援)

第5条 ラーニングコモンズ協働プロジェクトは活動に際し、企画・実施に関わる相談、ラーニングコモンズの優先予約、広報への協力等、館長の認める支援を当館から受けることができる。

2 ラーニングコモンズ協働プロジェクトの申請者は「東京学芸大学ラーニングコモンズ・クリエイター」を名乗ることができる。

(守秘義務)

第6条 ラーニングコモンズ協働プロジェクトに参加する者は、活動上知り得た秘密や個人情報等を他に漏らしてはならない。また、その任を離れた場合も同様とする。

(その他)

第7条 ラーニングコモンズ協働プロジェクトは、必要に応じて当館職員に報告を行い、意見交換をするものとする。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。